

放課後等デイサービス負担軽減 制度全般関連QA

No	質問	回答
1	負担軽減が始まるということだが、申請手続きは必要なのか	既に放課後等デイサービス等を利用している方につきましては、申請手続きは必要ありません。詳細につきましては、6月下旬から7月初旬にかけて、対象者の方に区から通知及び新しい受給者証をお送りいたします。
2	いつから負担軽減は始まるのか	令和8年7月から開始となります。6月分までは利用料をお通りの事業所に支払う必要があります。
3	負担軽減の対象となる施設は何か	放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援が対象となります。
4	どのように負担軽減されるのか	利用料の発生する区分一般1及び一般2の上限月額を1/2にして、差額分は区が負担する制度となります。
5	事業所にはどのように支払うのか	事業所に支払う月額利用料が区分一般1の方は最大で2,300円まで、一般2の方は最大で18,600円までとなります。
6	負担軽減になるのは利用料だけなのか。	利用料だけとなります。食材費や教材費などの実費につきましてはこれまで通りお支払いいただく必要があります。
7	上限月額を支払わなければいけないのか	上限月額に満たない場合は、その額の支払いとなります。 (例) 一般1の方 利用料が1,500円の場合は、上限月額2,300円未満なので、1,500円の支払い。 一般2の方 利用料が15,000円の場合は、上限月額18,600円未満なので、15,000円の支払い
8	自分(自分の子ども)は負担軽減対象者なのか	放課後等デイサービス等を利用していれば対象となりますが、今回の制度は負担上限月額を軽減する制度となりますので、上限額未満の利用料の場合は軽減されないこととなります。(一般1⇒2,300円、一般2⇒18,600円が上限)
9	具体的にどう軽減されるのか	利用料区分一般1の方はこれまで、4,600円が上限月額でしたが、2,300円が上限となります。また、一般2の方はこれまで、37,200円が上限減額でしたが、18,600円が上限となります。差額分は区が負担することとなります。
10	世田谷区民以外も対象なのか	世田谷区の独自制度なので、世田谷区民以外は対象外となります。
11	区はどこで案内しているのか	区ホームページで案内しています。 ページID 32576

12	区分1, 2以外の元々利用料0円の人も対象なのか	今回の対象は区分1, 2の方のみの対象ですので、区独自負担軽減は発生しません。
13	負担軽減対象はどこで確認するのか	受給者証の特記事項欄に「世田谷区独自減免対象」と記載がありますのでご確認ください。
14	区の負担軽減上限額はどこで確認するのか	申し訳ありませんが、印字の都合により、「世田谷区独自減免対象」という印字になっております。国の上限額の半額が区の独自上限額となりますので、ご確認ください。区分1、4,600円→2,300円 区分2、37,200円→18,600円
15	受給者証は新しいものが送られるのか	区から6月下旬から7月初旬にかけて「世田谷区独自減免」を印字した新しい受給者証をお送りします
16	区分1, 2の方の請求額はどうなるのか	区分1については、2,300円が請求上限となり、区分2については、18,600円が請求上限となります。
17	月の利用料が区の上限額に達しない時には負担軽減の対象とはならないのか	お見込みの通りです。例えば区分2の方の月額利用料が15,000円だった場合には、請求方法は変わりません。
18	区の独自上限を超えた利用料はどのように負担するのか	区の独自上限を超えた利用料は、区が負担することになります。具体的には、国保連に請求する際に「自治体独自助成額」部分に、区が負担する金額を入力いただくことで国保連を通じてお支払いいたします。
19	区の負担分をどのように計算すればよいのか	例えば、区分1（4,600円）の方の利用者負担額が9,000円（総費用の10分の1）だった場合、国の上限額により、4,600円となりますが、そこから区の独自上限額が2,300円ですので、 $4,600円 - 2,300円 = 2,300円$ が区の助成額となります。国保連に請求する際に「自治体助成分請求額」欄に2,300円を入力してください。
20	金額を出すのが分かりにくいのもっと分かりやすくできないか。	簡易計算シートをご用意しましたので、そちらをご利用ください。国上限額、区上限額、総費用額を入力していただければ、自動で「利用者請求額」と「自治体助成分請求額」が出るようになっています。
21	区の負担軽減により、上限管理はどのように行うのか	大変申し訳ありませんが、これまで行っていた国の区分1の4,600円については区の上限額2,300円となり、国の区分2の37,200円については区の上限額18,600円となるため、区の上限を超える場合は、上限管理をしていただく必要がございます。

22	国保連への請求の際に国の上限額の記載等は必要なくなるのか	国保連への請求に際しては、国の上限額が変わるわけではなく、国の上限額から区の上限額を引いた額を区が補助する形になりますので、引き続き必要となります。区が補助する額については、「自治体助成分請求額」の欄に入力していただくこととなります。
23	上限管理のやり方はどうなるのか	これまでと同様に、利用回数が一番多い事業者様に上限管理を行っていただくことを想定しています。
24	国の区分2の37,200円では上限管理を行ってこなかったが、区の独自上限額18,600円になることで上限管理を行う必要があるのか	申し訳ありませんが、区分2の場合ですと、区の上限額は18,600円となるため、利用料の合計が18,600円を超える場合は、上限管理を行う必要が出てきます。
25	区の上限額について、上限管理表にどのように書けばよいのか	事業者間で上限管理が分かるように国と区の利用者負担額を記載できる様式を作成し、今後配布いたしますので、ご活用ください。
26	上限管理を行う場合、区の負担軽減に併せて、利用者負担額をどのように設定すればよいのか	基本は、これまでと同様に、一番利用の多い事業者様が設定していただくこととなります。計算シートは上限管理にも対応しておりますので、ご活用ください。
27	保護者には通知しているのか	区の独自減免が新たに記入された受給者証を、通知文を入れて送付しています。特記事項欄に「世田谷区独自減免対象」と印字があります。
28	18,600円を超えるかどうかの判断はどうすればよいのか	今まで通り、支給量を見て超えるかどうか判断していただければと思います。
29	事業所間の管理結果の連絡シートは、いつも区に提出などはしていないが、区に提出する必要はあるのか	いつもしていないのであればする必要はないです。
30	受給者証が届いたが、金額は37,200円が変わりない。負担軽減対象ではないのか	金額欄は国の上限額となっているため、変更できない。その下の特記事項欄に「世田谷区独自減免対象」と記載があるので、それで対象としています。
31	開始が7月1日からということは請求は8月分からになるのか	お見込みの通りです。
32	区の独自上限18,600円での上限管理を行った場合も加算はつけてよいのか	上限管理を行った事業所は加算をつけていただいて構いません。
33	複数の事業所を使っても18,600円を超えないことが分かっている場合は、上限管理を行う必要があるのか	超えない場合は、上限管理を行う必要はありません。
34	兄弟児の上限管理はどうなるのか	現在、各事業所によって兄弟児の上限管理を行っている場合とそうでない場合があると聞いておりますので、上限管理を行っていただけるとありがたいですが、判断はおまかせいたします。

35	新たに上限額管理対象となる利用者が出てくるが、その人たちへの周知はどうするか	区ホームページでの周知及び、区からの上限額管理協力お願い文を作成しております。作成しましたら、改めて情報提供いたします。
----	--	--